

市町村の新しい町、字の名称等について

合併市町 (合併日)	合併 方式	合併関係 市町村	町、字の名称等の主な変更		
			合併前	合併後	備 考
福山市 (15.2.3)	編入 合併	福山市	福山市〇〇町〇〇	現行どおり	<<町・字の区域>> 福山市の中に、内海町、新市町の区域を設ける。町・字の区域については現行どおり。  <<町・字の名称>> 市名の後ろに旧町名をつける。旧町の字等の名称については変更無し。
		内海町	沼隈郡内海町□□	福山市内海町□□	
		新市町	芦品郡新市町△△	福山市新市町△△	
廿日市市 (15.3.1)	編入 合併	廿日市市	廿日市市〇〇町〇〇	現行どおり	<<町・字の区域>> 廿日市市の中に、吉和の区域を設ける。他の町・字の区域については現行どおり。  <<町・字の名称>> 旧佐伯町については、市名の後ろに旧町の字等の名称をつける。(「佐伯町」という名称は削除。) 旧吉和村については、市名の後ろに「吉和」をつけ、旧村の地番をつける。(「村」を削除)
		佐伯町	佐伯郡佐伯町□□	廿日市市□□	
		吉和村	佐伯郡吉和村△△	廿日市市吉和△△	
呉市 (15.4.1)	編入 合併	呉市	呉市〇〇町〇〇	現行どおり	<<町・字の区域>> 呉市の中に、下蒲刈町の区域を設ける。町・字の区域については現行どおり。  <<町・字の名称>> 市名の後ろに旧町名をつける。旧町の字等の名称については変更無し。
		下蒲刈町	安芸郡下蒲刈町□□	呉市下蒲刈町□□	
大崎上島町 (15.4.1)	新設 合併	大崎町	豊田郡大崎町大字〇〇	豊田郡大崎上島町〇〇	<<町・字の区域>> 町・字の区域については現行どおり。  <<町・字の名称>> 旧大崎町、旧木江町については、新町名の後ろに旧町の字名等の名称を、「大字」を削除してつける。(「大崎町」、「木江町」という名称は削除。) 旧東野町については、新町名の後ろに「東野」をつけ、旧町の地番をつける。
		東野町	豊田郡東野町□□	豊田郡大崎上島町東野□□	
		木江町	豊田郡木江町大字△△	豊田郡大崎上島町△△	
安芸高田市 (16.3.1)	新設 合併	吉田町	高田郡吉田町〇〇	安芸高田市吉田町〇〇	<<町・字の区域>> 町・字の区域については現行どおり。  <<町・字の名称>> 市名の後ろに旧町名をつける。旧町の字等の名称については、「大字」を削除してつける。
		八千代町	高田郡八千代町大字□□	安芸高田市八千代町□□	
		美土里町	高田郡美土里町大字△△	安芸高田市美土里町△△	
		高宮町	高田郡高宮町大字〇〇	安芸高田市高宮町〇〇	
		甲田町	高田郡甲田町大字□□	安芸高田市甲田町□□	
		向原町	高田郡向原町大字△△	安芸高田市向原町△△	
三次市 (16.4.1)	新設 合併	三次市	三次市〇〇町	現行どおり	<<町・字の区域>> 町・字の区域については現行どおり。  <<町・字の名称>> 旧三次市を除く旧町村については、市名の後ろに旧町名(旧君田村、旧布野村、旧作木村)については、それぞれ君田町、布野町、作木町)をつけ、「大字」を削除してつける。
		甲奴町	甲奴郡甲奴町大字□□	三次市甲奴町□□	
		君田村	双三郡君田村大字△△	三次市君田町△△	
		布野村	双三郡布野村大字〇〇	三次市布野町〇〇	
		作木村	双三郡作木村大字□□	三次市作木町□□	
		吉舎町	双三郡吉舎町大字△△	三次市吉舎町△△	
		三良坂町	双三郡三良坂町大字〇〇	三次市三良坂町〇〇	
		三和町	双三郡三和町大字□□	三次市三和町□□	

合併市町 (合併日)	合併 方式	合併関係 市町村	町、字の名称等の主な変更		
			合併前	合併後	備 考
呉市 (16. 4. 1)	編入 合併	呉市	呉市〇〇	現行どおり	《町・字の区域》 呉市の中に、川尻町の区域を設ける。 町の区域については現行どおり。  《町・字の名称》 1 住居表示区域 市名の後ろに旧町名等をつける。  2 住居表示区域以外 市名の後ろに旧町名をつけ、「大字川尻 (大字小用)」を削除し、続けて小字がつく 場合は、「字」を削除してつける。
		川尻町	《住居表示区域》 豊田郡川尻町〇〇丁目××	呉市川尻町〇〇丁目××	
		《住居表示区域以外》 豊田郡川尻町大字川尻(大 字小用)字△△	呉市川尻町△△		
府中市 (16. 4. 1)	編入 合併	府中市	府中市〇〇町	現行どおり	《町・字の区域》 府中市の中に、上下町の区域を設ける。 町・字の区域については現行どおり。  《町・字の名称》 市名の後ろに旧町名をつけ、「字」を削除 してつける。
		上下町	甲奴郡上下町字〇〇	府中市上下町〇〇	
世羅町 (16. 10. 1)	新設 合併	甲山町	世羅郡甲山町大字〇〇	世羅郡世羅町大字〇〇	《町・字の区域》 町・字の区域については現行どおり。  《町・字の名称》 新町名の後ろに、旧町の「大字」に続きそ のままつける。
		世羅町	世羅郡世羅町大字〇〇	現行どおり	
		世羅西町	世羅郡世羅西町大字〇〇	世羅郡世羅町大字〇〇	
安芸太田町 (16. 10. 1)	新設 合併	加計町	山県郡加計町大字〇〇	山県郡安芸太田町大字〇〇	《町・字の区域》 加計町、筒賀村の大字・字の区域につい ては現行どおり。 ただし、加計町においていずれの「大字」 の区域にも属していない「字」については、 これらの区域をすべてとする「大字」を新た に画する。 戸河内町の「字」の区域及び名称につい ては、「大字」を新たに画することとし、「字」 の区域及び名称は従前のとおりとする。  《町・字の名称》 新町名の後ろに、「大字」に続きつける。
		筒賀村	山県郡筒賀村大字△△	山県郡安芸太田町大字△△	
		戸河内町	山県郡戸河内町字〇〇	山県郡安芸太田町大字×× 字〇〇	
江田島市 (16. 11. 1)	新設 合併	江田島町	安芸郡江田島町〇〇丁目〇 番△号	江田島市江田島町〇〇丁目 〇番△号	《町・字の区域》 町の区域については現行どおり。 字の区域については、合併後、新市におい て調整する予定。  《町・字の名称》 旧江田島町、旧能美町及び旧大柿町につ いては、旧町の「大字」を削除してつける。 旧沖美町については、新市名の後ろにその ままつける。  ※ 江田島町(津久茂地区の一部を除く)と 沖美町においては、既に「大字」の表示は ない。
			【津久茂地区の一部】 安芸郡江田島町大字〇〇	江田島市江田島町〇〇	
		能美町	佐伯郡能美町大字〇〇	江田島市能美町〇〇	
		沖美町	佐伯郡沖美町△△	江田島市沖美町△△	
		大柿町	佐伯郡大柿町大字××	江田島市大柿町××	

合併市町 (合併日)	合併 方式	合併関係 市町村	町、字の名称等の主な変更		
			合併前	合併後	備 考
神石高原町 (16.11.5)	新設 合併	油木町	神石郡油木町大字〇〇	神石郡神石高原町〇〇	《町・字の区域》 町・字の区域については現行どおり。  《町・字の名称》 新町名の後ろに、旧町の「大字」を削除し てつける。
		神石町	神石郡神石町大字□□	神石郡神石高原町□□	
		豊松村	神石郡豊松村大字△△	神石郡神石高原町△△	
		三和町	神石郡三和町大字〇〇	神石郡神石高原町〇〇	
福山市 (17.2.1)	編入 合併	福山市	福山市〇〇	現行どおり	《町・字の区域》 福山市の中に、沼隈町の区域を設ける。 町・字の区域については、現行どおり。  《町・字の名称》 市名に続き、そのままつける。
		沼隈町	沼隈郡沼隈町大字〇〇	福山市沼隈町大字〇〇	
北広島町 (17.2.1)	新設 合併	芸北町	山県郡芸北町大字〇〇	山県郡北広島町〇〇	《町・字の区域》 豊平町、大朝町及び千代田町の字の区域に ついては、現行どおり。  《町・字の名称》 新町名の後ろに、「大字」及び大字として の「字」を削除してつける。  〇〇番地の〇と表示されている地域につ いては、「の」を削除し、〇〇番地〇と表示 する。
			《大字としての「字」の区域》 山県郡芸北町字△△字〇〇	山県郡北広島町△△字〇〇	
		大朝町	山県郡大朝町大字□□	山県郡北広島町□□	
		千代田町	山県郡千代田町大字××	山県郡北広島町××	
		豊平町	山県郡豊平町〇〇	山県郡北広島町〇〇	
東広島市 (17.2.7)	編入 合併	東広島市	《住居表示区域》 東広島市〇〇丁目	現行のとおり	《町・字の区域》 東広島市の中に、黒瀬町、福富町、豊栄町、 河内町及び安芸津町の区域を設ける。 町・字の区域については現行どおり。  《町・字の名称》 1 住居表示区域 東広島市は現行どおり。 ただし、黒瀬町の次の地域については、 市名の後ろに「黒瀬」をつける。 ※春日野一丁目、春日野二丁目、学園台、 切田が丘一丁目、切田が丘二丁目、 切田が丘三丁目、桜が丘一丁目、 松が丘の8地域  2 住居表示区域以外 市名の後ろに旧町名をつける。東広島市 及び旧町の字等の名称については、「大 字」を削除してつける。
			《住居表示区域以外》 東広島市〇〇町大字△△	東広島市〇〇町△△	
		黒瀬町	《住居表示区域》 賀茂郡黒瀬町〇〇丁目△△	東広島市黒瀬〇〇丁目△△	
			《住居表示区域以外》 賀茂郡黒瀬町大字□□	東広島市黒瀬町□□	
		福富町	賀茂郡福富町大字□□	東広島市福富町□□	
		豊栄町	賀茂郡豊栄町大字□□	東広島市豊栄町□□	
		河内町	賀茂郡河内町大字□□	東広島市河内町□□	
		安芸津町	豊田郡安芸津町大字□□	東広島市安芸津町□□	

合併市町 (合併日)	合併 方式	合併関係 市町村	町、字の名称等の主な変更				
			合併前	合併後	備 考		
呉市 (17.3.20)	編入 合併	呉市	呉市〇〇	現行どおり	《町・字等の区域》 呉市の中に、音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町及び豊町の区域を設ける。 町・字等の区域については、現行どおり。  《町・字の名称》 市名の後に、そのままつける。		
		音戸町	《住居表示区域》 安芸郡音戸町〇〇	呉市音戸町〇〇			
			《住居表示区域以外》 安芸郡音戸町大字△△	呉市音戸町大字△△			
		倉橋町	安芸郡倉橋町△△	呉市倉橋町△△			
		蒲刈町	安芸郡蒲刈町□□	呉市蒲刈町□□			
		安浦町	《住居表示区域》 豊田郡安浦町〇〇	呉市安浦町〇〇			
			《住居表示区域以外》 豊田郡安浦町大字△△	呉市安浦町大字△△			
		豊浜町	豊田郡豊浜町大字〇〇	呉市豊浜町大字〇〇			
豊町	豊田郡豊町〇〇	呉市豊町〇〇					
三原市 (17.3.22)	新設 合併	三原市	《住居表示区域》 三原市〇〇丁目	現行どおり	《町・字の区域》 三原市の中に、本郷町、久井町及び大和町の区域を設ける。 その他の町・字の区域は現行どおり。  《町・字の名称》 三原市の町・字名は現行どおり。 本郷町、久井町、大和町は、市名の後ろに旧町名をつけ、字等の名称は「大字」を削除してつける。		
			《住居表示区域以外》 三原市□□町	現行どおり			
		本郷町	豊田郡本郷町大字△△	三原市本郷町△△			
		久井町	御調郡久井町大字△△	三原市久井町△△			
大和町	賀茂郡大和町大字△△	三原市大和町△△					
尾道市 (17.3.28)	編入 合併	尾道市	尾道市〇〇町	現行どおり	《町・字の区域》 尾道市の中に、御調町及び向島町の区域を設ける。 町の区域については現行どおり。  字の区域については、御調町大字野間のうち、左欄①の区域に係る大字を新たに画する。他の区域については現行どおり。 (掛田の区域は、地番により、①又は②になります。)  《町・字の名称》 市名の後ろに旧町名をつける。 字等の名称については、「大字」を削除して、市名の後ろにつける。 尾道市は、木ノ庄町及び原田町の区域は、大字を削除する。 なお、御調町の左欄①の区域は「野間」を「山岡××」のように、地名等を「山岡」に続ける。		
			尾道市木ノ庄町大字△△	尾道市木ノ庄町△△			
			尾道市原田町大字□□	尾道市原田町□□			
		御調町	【大字野間を除く区域】			御調郡御調町大字〇〇	尾道市御調町〇〇
			【大字野間の区域】			① 大字野間のうち、 掛田の一部、山崎、 郷原、溝田、大王、 古寺、胡、金堀、高 平、天神	尾道市御調町山岡××
			② 大字野間のうち、 ①以外のもの				尾道市御調町野間××
向島町	御調郡向島町□□	尾道市向島町□□					
庄原市 (17.3.31)	新設 合併	庄原市	庄原市□□	現行どおり	《町・字の区域》 町・字の区域については現行どおり。  《町・字の名称》 旧庄原市を除く旧町村については、新市名の後ろに旧町名をつけ、「大字」を削除してつける。		
		東城町	比婆郡東城町大字〇〇	庄原市東城町〇〇			
		西城町	比婆郡西城町大字□□	庄原市西城町□□			
		口和町	比婆郡口和町大字△△	庄原市口和町△△			
		高野町	比婆郡高野町大字××	庄原市高野町××			
		比和町	比婆郡比和町大字〇〇	庄原市比和町〇〇			
		総領町	甲奴郡総領町大字□□	庄原市総領町□□			

合併市町 (合併日)	合併 方式	合併関係 市町村	町、字の名称等の主な変更		
			合併前	合併後	備 考
広島市 (17.4.25)	編入 合併	広島市	広島市佐伯区〇〇	現行どおり	《町・字の区域》 湯来町の杉並台は現行どおり。 町を設定していない区域については 当該区域をもって新たに一つの町の区 域を設ける。  《町・字の名称》 杉並台は現行どおり。新たな町の区域 は湯来町とする。
		湯来町	佐伯郡湯来町杉並台	広島市佐伯区杉並台	
			佐伯郡湯来町大字□□	広島市佐伯区湯来町大字□□	
廿日市市 (17.11.3)	編入 合併	廿日市市	廿日市市□□	現行どおり	《町・字の区域》 大野町の区域のうち、町名を設定して いる町の区域(宮島口〇丁目、宮浜温泉 〇丁目など)は、現行どおり。 大野町において町名を設定していな い区域(大野町〇〇番地など)につい ては、町の区域を新たに設定すること とし、その名称は「大野」とする。 廿日市市の中に、宮島町の区域を設 ける。町・字の区域については現行ど おり。  《町・字の名称》 大野町の「大野」、「原」については、 それぞれ「大野」、「大野原」に改め る。大野町において町名を設定してい ない区域(大野町〇〇番地など)につ いては、町の区域「大野」を新たに設 定する。 宮島町については、市名の後ろにそ のままつける。
		大野町	【住居表示実施地域(大野地 域、原地域を除く)】 佐伯郡大野町△△〇丁目△△ 番△号	廿日市市△△〇丁目△△番△ 号	
			【大野地域】 佐伯郡大野町大野〇丁目〇番 〇号	廿日市市大野〇丁目〇番〇号	
			【原地域】 佐伯郡大野町原〇丁目〇番〇 号	廿日市市大野原〇丁目〇番〇 号	
			【住居表示未実施地域】 佐伯郡大野町△△番地	廿日市市大野△△番地	
宮島町	佐伯郡宮島町〇〇番地	廿日市市宮島町〇〇番地			
尾道市 (18.1.10)	編入 合併	尾道市	尾道市□□	現行どおり	《町・字の区域》 尾道市の中に、瀬戸田町の区域を設 ける。 他の町・字の区域については現行ど おり。  《町・字の名称》 旧因島市については、町名の前にそ れぞれ因島を付して町名とし、市名 の後ろにつける。 旧瀬戸田町については、市名の後ろ に旧町名を付け、字の名称は「大字 」を削除してつける。
		因島市	因島市△△町	尾道市因島△△町	
		瀬戸田町	豊田郡瀬戸田町大字□□	尾道市瀬戸田町□□	
福山市 (18.3.1)	編入 合併	福山市	福山市□□	現行どおり	《町・字の区域》 福山市の中に、神辺町の区域を設 ける。 町・字の区域については現行ど おり。  《町・字の名称》 市名の後ろにそのままつける。
		神辺町	深安郡神辺町大字〇〇	福山市神辺町大字〇〇	

※ 個別の詳細については、各市町へ直接お問い合わせください。